

【コンタクトレンズ検査料について】

当院は「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準であり、それに基づきコンタクトレンズ検査料 (200点)を算定いたします。

なお当院にて過去にコンタクトレンズ検査料を算定した場合は、以降再診料を算定致します。

※厚生労働省が定める疾病の治療によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく眼科学的検査料で算定する場合がございます。